

## 神戸市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、若年者の末期がん患者が、住み慣れた自宅で、最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業は兵庫県との協力により、神戸市が実施する。

### (利用対象者)

第3条 この事業を利用できる者は、神戸市内に住所を有し、治癒を目的とした治療を行わない18歳以上から40歳未満までの末期がん患者とする。ただし、18歳から19歳で小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用中のものを除く。

### (サービス内容)

第4条 利用できるサービスは次の各号に掲げる内容とする。福祉用具および在宅医療機器の種類については別表に掲げるとおりとする。

- (1) 訪問介護を基本とし、その内容は身体介護、生活援助、通院等乗降介助、訪問入浴介護とする。
- (2) 福祉用具等貸与
- (3) 相談助言その他の日常生活上の世話に必要なもの
- (4) 福祉用具および在宅医療機器の購入

### (申請)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書（別紙様式1）に、末期がんであることが確認できる書類（別紙様式2）を添えて、市長に提出しなければならない。

### (決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用決定（却下）通知書（別紙様式3）により申請者に通知するものとする。

### (医師の意見の聴取)

第7条 市長は、必要と認める場合には、若年者の在宅ターミナルケア支援事業（以下「支援事業」という。）の申請者について、医師の意見を求めることができる。

### (変更等の届出義務)

第8条 申請者は、本事業の利用期間中において次の各号のいずれかに該当したときは、支援事業変更申請書（別紙様式4）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所変更等申請内容に変更が生じたとき
- (2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき

### (変更決定及び変更通知)

第9条 市長は、前条の規定による変更申請書を受理したときは、速やかに変更の可否を決定し、支援事業利用変更決定（却下）通知書（別紙様式5）により申請者に通知するものとする。

(利用の中止又は取り消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用を中止し、又は取り消すことができる。

(1) 疾病等により支援事業を行うことが困難であると認められるとき

(2) その他市長が支援事業を利用することについて適当でないと認めたとき

2 市長は、前項の中止又は取り消しをしたときは、支援事業利用取消(中止)通知書(別紙様式6)により、申請者に通知するものとする。

(サービス利用)

第11条 申請者は、第4条第1号のサービスの提供を週3回まで受けることができる。

2 第4条第1号及び2号に掲げるサービス利用料(以下「利用料」という。)にあつては、1人あたり1月10万円を上限とする。

また、第4号に掲げる購入費用(以下「購入費用」という。)にあつては1人あたり10万円を上限とする。

(申請者負担)

第12条 申請者は、請求毎にかかる利用料の合計額および購入費用に10分の1を乗じて得た額を負担する。10分の1を乗じて得た額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、生活保護受給世帯については申請者負担を免除する。

(サービス提供事業者および物品販売事業者への依頼)

第13条 申請者は、自ら訪問介護サービスを提供する事業者および物品販売事業者へ依頼するものとする。その際、市は、申請者から当該事業者の選定等について相談があつた場合には、介護保険法に基づき県、政令市及び中核市が指定した訪問介護サービス提供事業者を推奨するなど、必要な情報を提供することとする。

(公的負担)

第14条 市長は、申請者が利用した1月の合計利用料のうち6万円を超えた費用および、購入費用においては申請者が負担した額を除いた額の全額、1月の合計利用料のうち6万円未満の費用においては、申請者が負担した額を除いた額の半額を負担するものとする。ただし、申請者が生活保護世帯の場合にあつては、申請者の負担相当額は市長が負担する。

2 知事は、申請者が利用したサービスに要した費用および購入費用のうち、申請者及び市長の負担を除いた額を負担するものとする。

(利用料の請求、支払)

第15条 申請者は、第4条第1号及び2号に掲げるサービスの利用を終えたときは、サービスを受けていた期間中の自己負担分を除いた利用料をまとめて、支援事業助成金交付請求書(別紙様式7)により市長に請求するものとする。ただし、サービスを受けている期間中であっても、月単位で請求することもできることとする。

2 申請者は、購入費用の請求をしようとするときは、自己負担分を除いた購入費用を、支援事業助成金交付請求書(別紙様式7)により市長に請求するものとする。なお、第11条第2項に掲げる上限額に達するまで、複数回に分けて請求できるものとする。

3 前2項の請求は、申請者本人による申請ができない又は困難なときは、代理人が行うことができる。この場合、申請者と代理人との関係がわかる書類を添付すること。

4 市長は、申請者から利用料および購入費用の請求があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合に利用料および購入費用を支払うものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

・福祉用具等貸与

番号	種 目	機能又は構造等
1	車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いすまたは介助用標準型車いすに限る。
2	車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
3	特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの、又は取り付け可能なものであって、次のいずれかの機能を有するもの。 ○背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 ○床板の高さが無段階に調整できる機能
4	特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
5	床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 ○送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット ○水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
6	体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
7	手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。
8	スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
9	歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 ○車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの。 ○四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの。
10	歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ及び多点杖に限る。
11	移動用リフト(つり具の部分を除く)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの
12	自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）。
13	点滴台	点滴や輸液バッグ等を吊るすことができるスタンドで自立式又は固定式のもの。

・福祉用具、在宅医療機器購入

番号	種 目	機能又は構造等
1	ポータブルトイレ	便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）
2	入浴補助用具	<p>座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>○入浴用いす（座面の高さが概ね 35 cm以上のもの又はリクライニング機能を有するもの）</p> <p>○入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。）</p> <p>○浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの）</p>
3	簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないものに限る。
4	自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものに限る。</p> <p>専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。</p>
5	移動用リフトのつり具の部分	・身体に適合するもので、移動用リフト（福祉用具貸与の対象となるもの）に連結可能なものに限る。
6	吸入器 （ネブライザー）	利用者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるものに限る。
7	電動式たん吸引器	利用者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるものに限る。
8	吸引・吸入両用器	利用者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるものに限る。
9	その他	介護保険の特定福祉用具の品目に準ずるものに限る